

2016年度の主な改定と変更

1. 全般

- 旧基準<認定基準（2010年度～2015年度）>及び旧基準対応文書の適用を停止。

2. 「個別基準」の変更（2016.1.27）

- 生物工学及び関連のエンジニアリング分野の分野別要件（付表1-3-16）の基準2.3(1)に対する勘案事項（修正前は定めていない）を下記のように変更。

付表1-3-16

項目	変更前	変更後
基準2.3(1)	共通基準に追加する勘案事項は定めない。	非常勤も含めた教員団には、技術士等の資格を有するか、又は教育内容に関わる実務について教える能力を有する教員を含むこと。

3. 『「認定基準」の解説』の変更（2016.1.22）

- 「認定基準」の解説（全認定種別）の中の基準1(2)(i)「チームで仕事をするための能力」の解説文を修正。

項目	変更前	変更後
基準1(2)(i)	<p>(i) チームで仕事をするための能力</p> <p>この項目は、他分野の人を含む他者と協働するための能力を示しており、個別基準に定める次の内容も参考にして、具体的な学習・教育到達目標が設定されていることが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他者と協働する際に、自己のなすべき行動を的確に判断し、実行する能力 他者と協働する際に、他者のとるべき行動を判断し、適切に働きかける能力 	<p>(i) チームで仕事をするための能力</p> <p>この項目は、他分野の人を含む他者と協働するための能力を示している。技術者として業務に携わる際には、自己の専門分野以外を専門とする技術者・非技術者と協働して問題解決等に取り組む機会が予想される。エンジニアリング系学士課程においては、グループで実験に取り組む等という経験だけではなく、他分野の人を含む他者と協働することの重要性の認識や協働するための方法に関する知識修得、ならびに、限定された分野や人数であったとしても協働の実践を積んで気づきを得るという、チームで仕事をするための基礎的な知識と能力を身に付けさせることが必要である。このため、個別基準に定める次の内容も参考にして、具体的な学習・教育到達目標が設定されていることが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他者と協働する際に、自己のなすべき行動を的確に判断し、実行する能力 他者と協働する際に、他者のとるべき行動を判断し、適切に働きかける能力

4. 「認定・審査の手順と方法」の変更（2015.12.22）

- 付表2の「文書」の欄に関連項番号を追加。
- 文書表現の改善、誤記訂正など。

5. 「認定・審査の手順と方法（一斉審査方式）」の変更（2015.12.22）

- 3.5項の「教育機関及びプログラム運営組織に直接接してはならない」メンバーに副審査団長を追加。

項目	変更前	変更後
3.5	副審査員及びオブザーバー（研修者）は教育機関及びプログラム運営組織に直接接してはならない。	副審査団長、副審査員及びオブザーバー（研修者）は教育機関及びプログラム運営組織に直接接してはならない。

- 上記4項と同じ修正を本一斉審査方式用文書にも適用。

6. 「自己点検書」、「自己点検書作成の手引き」の変更（2015.12.22）

- 「手引き」に「2.1 表紙」を追加。
- 「手引き」の「2.1(2) プログラム名」、「2.1(3) Program Title」の記述を修正。

項目	変更前	変更後
2.1	2.1 プログラム情報	2.2 プログラム情報
2.1(2) →2.2(2)	なお、1学科に1プログラムしかない場合は、～で提供されている「プログラム名とProgram Title に関する注意」を参照してください。	なお、学科全体で1つのプログラムを構成する場合は、～で提供されている「プログラム名に関する注意」を参照してください。
2.1(3) →2.2(3)	Program Titleを付けるにあたっては、～で提供されている「プログラム名とProgram Title に関する注意」を参照の上、適切なProgram Titleを付けてください。	Program Titleを付けるにあたっては、～で提供されている「JABEE認定プログラムProgram Titleの付け方について」を参照の上、適切なProgram Titleを付けてください。

- 「手引き」の記載内容改善。
- 添付資料編の「参考資料 プログラム関係数値データ」のデータ記載を過去6年間から過去2年間に変更。

7. 「審査団の構成基準」、「審査チームの構成基準」の変更（2015.12.22）

- 審査団長及び副審査団長の資格に副審査団長の経験を追加。また、同日審査における審査長代表の経験を有することが望ましいことを追加。

審査団の構成基準（一斉審査方式）

項目	変更前	変更後
2(2)	一斉審査方式における審査団長の経験を有すること、あるいは一斉審査方式における主審査員または個別審査方式における審査長の経験を合わせて2回以上有すること。	一斉審査方式における審査団長または副審査団長の経験を有すること、あるいは一斉審査方式における主審査員または個別審査方式における審査長の経験を合わせて2回以上有すること。なお、審査団長または副審査団長の経験を有しない場合でも、同日審査における審査長代表の経験を有することが望ましい。

- 審査員、副審査員、オブザーバーの資格の「JABEEの正会員である学協会の会員であること」を「JABEEの正会員である学協会の会員であるか、又は当該学協会が適格であると認めること」に変更。（適格と判断されれば学協会の会員でなくてもよい。）

審査団の構成基準（一斉審査方式）

項目	変更前	変更後
4(1)	JABEEの正会員である学協会の会員であること。	JABEEの正会員である学協会の会員であるか、又は当該学協会が適格であると認めること。
5(1)	JABEEの正会員である学協会の会員であること。	JABEEの正会員である学協会の会員であるか、又は当該学協会が適格であると認めること。

審査チームの構成基準（学士課程／修士課程／建築系学士修士課程）

項目	変更前	変更後
3(1)	JABEEの正会員である学協会の会員であること。	JABEEの正会員である学協会の会員であるか、又は当該学協会が適格であると認めること。
4(1)	原則として、JABEEの正会員である学協会の会員であること。	JABEEの正会員である学協会の会員であるか、又は当該学協会が適格であると認めること。

- エンジニアリング学士課程及び情報専門系学士課程の構成基準に、同一校複数プログラムの同日審査の場合の基準を追加。

8. 認定申請関係文書の変更（2015.12.22）

- すべての文書から、必要な箇所を除き旧基準関係の記述を削除。
- 旧文書の「プログラム名とProgram Titleに関する注意」を参照している記述を、「プログラム名に関する注意」と「JABEE認定プログラムProgram Titleの付け方について」の参照に変更。
- 申請書で、プログラム責任者が4月以降に変更になることが決まっている場合は、変更後のプログラム責任者の情報も記載するように変更。
- 申請書の「実地審査日程調整の基礎情報」では指定した候補日の中から選択することを基本とするよう記述を変更（実地審査初日は休日とし、平日のみの候補日の指定は原則不可）。
- 申請書に審査料支払い及び申請キャンセルに関する情報を追加。
- 文書「申請キャンセルの内規」を「申請キャンセルについて」に名称変更し、内容も変更して公開。
- 文書「プログラム名とProgram Titleに関する注意」を全面的に見直して次の2つの文書に分割して公開。
 - －プログラム名に関する注意
 - －JABEE認定プログラムProgram Titleの付け方について

9. 「審査書類等の使用保管廃棄に関する実施細則」の変更（2015.12.22）

- 内容が古くなっていたため、全面的に見直し。

10. 「審査の手引き」の変更（2016.6.2）

- 必要な個所を除き旧基準関係の記述を削除。
- その他の変更

項目	変更前	変更後
2.2	二次審査報告書	二次審査報告書（一斉審査方式の場合「審査チーム報告書」、以下同様）
2.4	審査員となるための～望まれる。	審査員となるための～望まれる。このため、審査長からの指示に基づき、審査員と同様に自己点検書を精査し、点検結果を審査長に提出するとともに、実地審査に参加する。
2.4	—	オブザーバーが提出した点検結果は参考情報として取り扱われる。
2.5	また、審査の過程で～ならない。	また、審査の過程で～ならない。このため、JABEEが提供する登録者のみが利用できるウェブシステムを使用して、審査情報のやり取りを行うことを原則とする。
4.4	そのためのアプローチにはこだわらない。	そのためのアプローチについてはプログラムの創意工夫が尊重される。
4.6	一次審査報告書	一次審査報告書（一斉審査方式の場合は「プログラム点検書（実地審査後）」、以下同様）
5.2	基準1では、プログラムの学習・教育到達目標、さらに加えて、新基準では育成すべき技術者像が明確に定められ	基準1では、育成すべき技術者像及びプログラムの学習・教育到達目標が明確に定められ
5.5	旧基準（学士）による審査における～も考慮して審査を行う。	授業時間は、認定基準（2012年度～）では審査対象外となったため、本項目は削除した。
5.7	授業実施の時点までに適切な変更を加えることは差し支えない	授業実施の時点までに適切な変更を加えることは望ましい
6.8(1) 付表1	審査関係書類のうち、紙媒体で保有しているものの全ては、指定された期日までに指定された方法で審査チーム派遣機関に漏れなく返却する。なお、補足資料等のうち判定に影響を及ぼした重要なものについては、その他の補足資料とは別にして取りまとめ、自己点検書とともに保管するように審査チーム派遣機関に伝える。	審査関係書類は、指定された期日まで漏洩のないように保管し、指定された期日までに審査チーム派遣機関により指定された方法で漏れなく処分する。
6.8(2) 付表1		削除

6.8(3)→(2) 付表1	(1)項及び(2)項の処理を行った後	(1)項の処理を行った後
8	審査員が個別にプログラム運営組織と接触しない	審査長以外が個別にプログラム運営組織と接触しない
参照文書類 リスト	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一校複数プログラム審査実施上のガイドライン ・ 審査団の構成基準（一斉審査方式）

1 1. 「プログラム点検書・審査報告書」の変更（2016.6.1）

- 適用年度の変更以外変更なし
- 旧基準用の廃止

以上